

台風15号「り災証明」・「被災証明」の 申請手続きはお済ですか？

「り災証明」とは、災害により「住家」の建物が被害を受けたことを公的に証明するものです。また、「被災証明」とは、「非住家等」が被害を受けたことを公的に証明するものです。

●申請窓口

稲敷市役所税務課／東支所
新利根地区センター／桜川地区センター

●受付時間

午前8時30分～午後5時15分

●準備いただくもの

- ・証明願書（上記申請窓口にあります。）
- ・印鑑（認印でも可能です。）
- ・被害箇所の写真（プリントアウト等して証明願書と一緒に提出。）

●証明書の発行

写真を確認してその場で証明書を発行します。（一部例外もあります。）

※ 時間が経過してしまうと台風15号による被害か判断が難しくなりますので、早めの申請手続きをお願いします。

※ 住家に被害のあった世帯の世帯主へ災害見舞金が支給されます。（世帯主の金融機関の通帳等をご用意下さい。例 一部破損1万円）

※ 災害廃棄物の受入には、り(被)災証明の提示が必要となります。

問合せ先 稲敷市役所 危機管理課
☎029-892-2000